

令和3年度 福祉就労強化事業委託業務 選定基準

1 企画提案審査委員会

(1) 目的

提案の内容及び契約候補者の選考に関することを審議するため、以下のとおり審査委員会を設置する。

(2) 審査委員

審査委員は、次に掲げるものとし、委員長は障がい者支援課長が当たる。

- ① 委員長 健康福祉部障がい者支援課長
- ② 委員 健康福祉部健康福祉政策課職員
産業労働部労働雇用課職員
農政部農村振興課職員
健康福祉部障がい者支援課管理係長

(3) 委員会の運営等

- ① 委員会は、委員長が召集する。
- ② 委員が、やむを得ず委員会に出席できないときは、委員長は、当該委員の代理として、当該所属の別の職員を審議に参加させることができる。

2 企画提案の審査基準

下表により審査を行い、企画提案の配点の最も高い評点の提案を特定する。但し、評点の総合計が委員1人平均60点以上のものとする。

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	○障がい者の就労、工賃に関する現状と課題を的確に分析し、有効な事業実施の基本方針を定めているか。 ○事業の実施方法が事業所の工賃向上の主体的な取組を促す上で具体的かつ有効なものであるか。 ○事業の実施に当たり、事業所や企業等との関係構築に関する方法等が具体的かつ有効なものであるか。 ○提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であるか。	50
2 業務の実施体制	○事業実施拠点及び各コーディネーター等の人員体制・組織が適切に整備され、県下一円を対象とした事業実施が可能であるか。 ○県との協議や実施状況等の報告の方法は、具体的なものであるか。	30
3 業務についての経験	○障がい者の収入増加の業務の内容は、本事業の実施に有効なものであるか。	10
4 業務に要する経費及びその内訳	○事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果等に照らして適切であるとともに、経費の総額が上限額以下であるか。	10
合計		100